

ガイドラインに入れるべき要件のための要素

平成 28 年 10 月 11 日

後藤真（国立歴史民俗博物館）

誰にとってうれしいものとするべきか：基本的には、ガイドラインを見ると想定されるのは GLAM 関係者 + 研究者

関係者がデータをオープンにする「背中をおしてあげる」ものにすべき

- ・ 基本的にいわゆるメタデータの説明は、各地にあるのでいまさら必要か不明（DC・EAD・CIDOC/CRM …）→ポインタを示すだけでよいかもしれない。言い換えれば、「ポータル」的なものは必要
- ・ オープンデータも同様
- ・ 総務省の「震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のためのガイドライン（2013 年 3 月）」との関係性の整理
- ・ データをどのレベルで出すべきか？→お金がないと出せない？→そんなことはない
 - ・ 「宝の山」としての既存の目録を世に出す→コンテンツへのアクセス性を高める工夫としてのメタデータの記述量レベルの提案
- ・ 横断検索との接続（技術的な話というよりはスタンスの問題として）
- ・ URI/データ DOI などの Web の住所
- ・ 組織のセキュリティポリシーとの関係性
- ・ ベンダーロックと内製

FAQ 的なものもあるとやりやすい（ガイドラインを見る人への理解というよりは、ガイドラインを持って行って説明する資料としての機能）

- ・ データをオープンにするとお客は減りませんか？
- ・ データをコピー可能にすると、改ざんされて利用されたりしませんか？

このようなものに、エビデンスをもって反論できていると、ガイドラインを見る人が進めるときに楽になる。

もちろん、逆も可能

- ・ データをオープンにするメリットは何ですか？

Data Sustainability をどこまで書き込むか

オープンデータはデータの保存可能性を高めるが、保存の最終解ではない

（※組織がなくなることを前提にしたモデルは、採用されないので注意！）

とりわけ GLAM 系や研究系の資料で問題となるのは「浮遊していったオープンデータ」の信頼性

（研究段階になる部分もあるが）どこまで意識しておくか